

## 平成30年度第2回民間非営利活動促進委員会 議事録

日時：平成31年3月27日（水）

午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎1701会議室

### 1 開会

定刻となりましたので、ただいまから、平成30年度第2回民間非営利活動促進委員会を開会いたします。なお本委員会は委員12名のうちの半数以上が御出席されておりますことから、成立しておりますことを御報告いたします。なお、本日は、中村委員、若生委員、長谷部委員から所用のため欠席との連絡をいただいているところでございます。なお、本日、傍聴者はいらっしゃいませんが、本委員会は公開されることとなっております。議事録につきましては、後日皆様に内容を確認させていただき、公開することとしておりますので、御協力をお願いいたします。

当委員会開会にあたりまして、後藤環境生活部長から御挨拶申し上げます。

### 2 あいさつ

皆様おはようございます。環境生活部長の後藤でございます。本日は年度末のお忙しいところ御出席いただきありがとうございます。今年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会の開催にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃から本県のNPO活動の促進・推進につきまして、多大な御協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。さて、東日本大震災から8年が経過いたしました。県では、平成32年度までの3年間を宮城県震災復興計画の「発展期」に位置づけ、復旧・復興に全力を注いでこれまで進めてきた取組の成果を上げ、全ての被災者が復興を実感できるよう総仕上げをする重要な時期として取り組んでおります。復興の進展に伴い、復興住宅などの整備が着実に進む一方で、被災者の心のケアや地域コミュニティの形成等、長期的視点から取り組む課題への対応が重要であるとクローズアップされてきております。このような中、行政と多様な主体との連携強化や協働推進が重要であり、NPO活動には益々大きな期待が県全体から寄せられているところであります。本日は、第4次宮城県民間非営利活動促進基本計画に基づく施策について、今年度の実施状況や来年度の予定などについて御報告をさせていただき、御意見をいただき御審議いただくこととしております。是非忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。委員の皆様には、宮城県のNPO活動の促進につきまして、改めて御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶いたします。本日はよろしくようお願い申し上げます。

後藤部長におかれましては、公務の関係でこちらで退席させていただきます。

当委員会の開会にあたりまして、資料の確認をさせていただきます。本日机上一式お配りさせていただいておりますのでそちらを活用していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次第の3議事に入らせていただきます。委員会運営要綱第4条によりまして、会長が議長となりますので、ここからの議事進行につきましては、石井山会長にお願いしたいと思います。

(石井山会長)

皆さんおはようございます。では、議事を進めさせていただきますが、部長からお話がありました

ように、今回年度末ということで、この1年間の進捗の確認と次年度の計画についての確認がメインでございますが、(3)にその他とございまして、次年度以降にまた新しい計画の見直しをしていただかないといけないと、そういうタイミングでもございます。ですから、それぞれの委員の皆様の状況の中で、こうゆう情報はシェアしておいたほうがいだろうというようなことがありましたら、その他の中で、是非沢山御意見をいただきたいと思っております。ですので、(3)についても、それなりにお時間を御用意させていただきたいと思っておりますので、是非その心づもりで御意見を蓄えながら、議事進行、御一緒に確認させていただければと思っております。では(1)に入らせていただきます。平成30年度民間非営利活動促進施策の実績状況について、事務局より御説明よろしくお願いたします。

(事務局)

平成30年度民間非営利活動促進施策の実施状況について、御報告申し上げます。

お手元の資料1「平成30年度 民間非営利活動促進施策の実施状況について」を御覧ください。

平成30年度の施策の実施状況につきまして、「1 特定非営利活動促進法施行関連事務」より順を追って御説明申し上げます。

資料1の「1 特定非営利活動促進法施行関連事務」について御説明申し上げます。

法令に基づき、NPO法人の認証・認定等の事務を行い、県所轄分と仙台市所轄分を加えたNPO法人数は参考資料①を御覧ください。NPOの認定・認証事務を行いまして、2月末現在で825法人、今年度認証いたしました法人数は6法人となっております。

増減の内訳につきましては、1ページの下方に記載しているとおりでございます。

ページをめくっていただきまして、認定法人数でございます。仙台市所轄分が昨年度末から2法人増で、23法人となっております。これは、仙台市で特例認定法人2法人が、認定法人に移行しております。

表の欄外、※印の1つ目を御覧ください。県分のほか、権限移譲先である栗原市、大崎市、登米市のほか、仙台市の増減の内訳を参考として記載してございます。

参考資料1ページの①を御覧ください。

なお、解散法人の解散理由については、可能な範囲で聴き取るべきとの御意見をいただいておりますが、前回の委員会において御報告させていただいた6法人については、高齢化により活動が困難となり解散した法人が3法人、目的を達成したため解散した法人が1法人、その他が2法人となっておりますが、今回、新たに御報告させていただく1法人は、役員の高齢化に伴い法人活動が困難となったことからという理由でございました。

続きまして、3ページの参考資料①-1を御覧ください。こちらにつきましては、宮城県内の公益法人・一般法人数でございます。こちらは、宮城県所管法人については前回と同様の数字となっております。次回委員会の中で、平成31年4月時点での法人数を御報告させていただきます。一般法人については、2月末での法人数をお示ししております。

続きまして、4ページの参考資料①-2の県内NPO法人の活動分野について、2月末での活動分野別の法人数でございます。

次に、5ページの参考資料①-3、「特定非営利活動法人に対する市民への説明要請について」でございます。

こちらにつきましては、特定非営利活動促進法で定められている事業報告書の提出について、未提出法人に対し、市民への説明要請等を行いましたことを御報告させていただきます。表に記載のございます10法人は、期限までに事業報告書が提出されなかったことから、表の下の対応状況を御覧いただき、こちらの流れの①事業報告書等の未提出法人への通知書送付は、125法人に対し、事業報告書等を提出するよう通知をいたしましたところ、提出されないため、その後、流れの②督促書の送付を41法人へ行いましたが、なお、提出がなされず、督促書兼市民への説明要請書の送付を行いましたのが表の10法人でございます。

それに対しまして法人からの市民への説明要請についての書面の提出状況が、こちらの表の右から2列目でございます。そのうち提出状況について確認中である1法人を除き、6法人が、説明要請書面を未提出であることから、それらの法人に対し、地方裁判所宛て過料通知を3月8日に送付しております。

今後につきましては、改善が見られない法人に対しては、聴聞等必要な手続を経た上で、必要に応じて認証取消を視野に対応していく予定でございます。

なお、前回の促進委員会で、市民への説明を要請した法人について御報告しておりましたが、以降、市民から寄付活動等に関する問い合わせはございませんが、引き続き、注視してまいります。

続きまして、資料1の「2 宮城県民間非営利活動促進委員会運営」について御説明申し上げます。本年度は、9月4日に第1回委員会を開催し、本日の2回目の委員会となっております。

続きまして、資料1の「3 みやぎNPOサポートローン」について御説明申し上げます。

金融機関との提携、協調融資方式によるNPO法人へのつなぎ融資制度でございます。お手元の資料8ページに参考資料③としてサポートローンのチラシを配布させていただいております。本年度は、問い合わせが数件あったものの、今日現在、貸付実績はございません。

利用が低迷していることは前回の委員会でもお伝えしておりますが、本年度は、昨年度来から引き続き、より活用しやすい制度となるよう金融機関と協議を重ねてまいりましたが、次年度の貸付利率に変更はございません。貸付時の審査を含めて、利用しやすい制度となりますよう、今後引き続き協議してまいります。

続きまして、資料1の「4 県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業」について御説明申し上げます。

本事業は、県が保有する遊休施設をNPOの活動拠点として安価に貸付を行うことで、NPO活動の促進を図る事業となっております。平成30年度の貸付施設は6件です。

11ページの参考資料④-1を御覧ください。施設の位置図となっております。

次ページ、参考資料④-2といたしまして、施設一覧を添付しております。

参考資料④-2の「施設一覧」を御覧ください。借受団体名、契約期間、貸付料等の情報をまとめたものでございます。この中で、2号施設につきましては、備考欄にも記載してございますが、契約満了に伴い、現在、新たな借受団体を募集中でございます。4月下旬に借受団体選考のための拠点部会を開催する予定としております。開催通知につきましては、日程調整の上、4月上旬に発出予定としておりますので、部会メンバーの委員におかれましては御出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、5号施設につきましては、前日も御説明しましたとおり、施設取り壊しのため、備考欄に記

載しておりますが、3月末日に契約満了を迎え、団体から明け渡しを受ける予定です。

当初、団体から代替施設を確保したいとの意向が示されていたことから、当課といたしましては、入居されている方々が行き場を失うことのないよう、団体の状況を適宜聴き取りしながら、対応状況の把握に努める一方、関係課から得られた情報などを提供するなど、側面から支援してまいりましたが、最終的には、団体として、既存施設を活用することで入居先を確保することとされました。

施設の性格上、詳細な御説明は控えさせていただきますが、入居されていた3名の方は既に団体の他施設に移られ、現在は一時的に避難されている方が本日27日まで入居の予定と伺っております。

9ページの参考資料④を御覧ください。本年度の「宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会の開催状況」でございます。本年度、拠点部会の開催は1回で、11月12日に開催いたしました。実地で事業実績報告を受けました施設は、岩沼の施設第2号と、八幡の施設第5号の2施設でございます。両施設とも有効に活用いただいております、よく管理されているとの評価をいただいております。

続きまして、資料1の「5 みやぎNPOプラザ」について御説明申し上げます。

参考資料13ページの⑤を御覧ください。プラザの30年度の事業計画、その右の列に30年度の12月までの事業実績を記載してございます。12月までのプラザの利用者数は、33,559人で、対前年同期比で4,102人の減となっております。これは、主にレストランの利用者の減が要因となっております。

また、14ページの参考資料⑤-1を御覧ください。前回の委員会において、来年4月からの3年間のプラザ指定管理者の選定作業を進めていることを御報告しておりました。資料「3 応募団体」に記載してございますが、今回は、応募が2団体からございまして、資料中、「5 審査方法」にございますが、10月19日に第二次審査である宮城県民間非営利活動拠点施設指定管理者選定委員会の審査、議会の議決を経て、現在の指定管理者である特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる様に指定されました。

続きまして、資料1の「6 NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業」について御説明申し上げます。

本事業は、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政等を結び付ける絆力を活かして行う復興・被災者支援の取組に対して助成する補助事業のほか、復興・被災者支援に取り組むNPO等の絆力強化に資する事業を委託により実施しております。

16ページの参考資料⑥を御覧ください。補助事業につきましては、右下に記載しておりますとおり、18件、計68,850千円を交付決定しております。委託事業につきましては左側に取組内容として記載しておりますが、3件の業務を委託・実施しております。なお、交付決定いたしました補助事業の一覧を17ページ参考資料⑥-1として、委託事業につきましては19ページ参考資料⑥-2として、それぞれ添付させていただいております。

20ページの参考資料⑥-3は、委託事業において実施しました調査・提案事業にかかるNPO等へのアンケート調査票でございます。調査票につきましては、促進委員会の石井山会長、高浦委員、青木委員のほか、NPO団体の方にも加わっていただき、検討、作成されたもので、現在、アンケート結果の精査等が行われている状況でございます。結果につきましては次回の促進委員会で御報告させていただきます。本日は、調査票と回収状況についてのみの御報告となりますこと御容赦願います。

調査項目は、大きく分けまして、団体の概要、東日本大震災関連の事業、団体が抱えている課題、協働、NPO支援施設に対するもののほか、会計基準・情報公開・NPO法人運営、認定制度に及ぶ調査と

なっております。NPO 法人のほか、公益法人、一般法人、任意団体も一部対象として実施しております。精査中のため現時点での数値とはなりますが、調査票発送数は1,010団体、回答数は409団体となっております。委託事業につきましては以上でございます。

一方の補助事業の実績につきましては、各団体からの報告が年度明けてからとなりますことから、次回の促進委員会におきまして御報告させていただく予定です。

続きまして、資料1の「7 NPO等による心の復興支援事業」について御説明申し上げます。

本事業は、NPO等支援団体による被災者の心のケアや被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じてコミュニティ形成等の支援をする取組に対して助成する事業です。36ページの参考資料⑦として事業の概要を添付しております。平成30年度は、18件、計37百万円ほどを交付決定しております。37・38ページは交付決定いたしました事業の一覧でございます。

続きまして、資料1の8番目「NPO活動推進事業」について御説明申し上げます。

参考資料⑧を御覧ください。今年度の取組でございます。平成29年度は、普及啓発セミナーのみの開催でございました。平成30年度は、前年度に引き続き、普及啓発として講演会及びNPOと企業等との交流会を開催いたしました。また、プロボノ実施の際に、NPOとプロボノチーム双方へのアドバイス等を行い重要な役割を担うコーディネーターの育成研修を開催、プロボノ試行として「1日プロボノ」を実施し、実際にNPOが抱える課題解決のためのヒントとなるアイデア等について、意見交換を行いました。

参考資料⑧の裏面、40ページを御覧ください。それぞれ開催いたしました際の参加者の方々へのアンケート回答の一部を記載してございますので御覧いただければと存じます。(1)普及啓発の際のアンケートでは、地域でプロボノを普及させるためには、何が必要かと思うかの質問に対し、企業がNPOに関わるメリット、人材育成やイメージアップを分かりやすく広めること、等の御意見をいただいております。次に、(2)コーディネーター育成研修での同じ質問に対しては、企業の取組も大切だが、組織を見直すNPOの意識改革も必要、等の御意見をいただいております。また、(3)1日プロボノでは、同じ質問に対し、地域課題の周知、共有化、等の御感想をいただいております。

続きまして、資料1の「9 NPO推進事業発注ガイドラインに基づくNPO推進事業」について御説明申し上げます。

本事業は、県の事業の執行において、NPOへの業務委託を促進するため、事業ごとに選定しているもので、NPOと県とのパートナーシップの確立を目指し、県の業務委託において、NPOへの発注手続きの適正化を図ろうとするものでございます。平成30年度は3つの所属の、7つの事業が選定されており、何れもNPOとの契約に至っております。

42ページの参考資料⑨を御覧ください。表がでございます。上が平成29年度、下が平成30年度の実績でございます。

前回の促進委員会におきまして、口頭のみでご紹介いたしましたNPO等との協働が可能な事業として、ホームページに掲載しておりました事業一覧を、43ページの参考資料⑨-1でつけさせていただきます。

以上が、「平成30年度民間非営利活動促進施策の実施状況について」でございます。

(石井山会長)

御説明ありがとうございました。多岐にわたる事業をかつまみながらの御報告であったということで、詳細・具体がまだ分かりにくいところはあると思いますので、是非どの項目でも結構でございます、質問いただきながら、全体として理解を深めていきたいと思います。いかがでしょうか。

(猪股委員)

はい。実施状況の1番の施行関連事務につきまして、認証法人数が31年2月末現在で412となっておりますが、参考資料の①を確認しますと、平成31年の2月末ですと、413でしょうか。

(石井山会長)

確かに。

(事務局)

こちらは、資料1の平成30年度事業状況の412法人は、県の所轄分ということであげさせていただいております。参考資料①の宮城県所轄分のAの列の数となっております。

(猪股委員)

はい。分かりました。それから続きまして、参考資料①-2ですが、31年の2末日までに認証を受けた、394法人の定款の中から集計したものであると、それから、注釈の1に、一法人につき、定款に記載されたものうち主な一種類を書いて足して、全体で2,402というのは、今までの全部の累計ということでしょうか。

(事務局)

はじめに、参考資料①-2の上のかっこ書きにございます、「平成31年2末日までに認証を受けた394法人」となっておりますが、大変申し訳ございません、こちら修正誤りで、参考資料①の2末日までの412法人が正しい数となります。大変失礼いたしました。

それから、表の総計の2,402という数字は、各団体で取り組まれる分野は1分野に限らず申請をいただいておりますので、1団体複数の取組分野で認証を受けてらっしゃいます。それなので、累計になっております。2月末時点で認証を受けていらっしゃる法人の活動分野を全部集計したものがこちらの表になっております。なので、申し訳ございません。注釈の注1のところ、活動分野が多岐にわたっているということなので、1種類だけを取り上げてしまうと、その団体の活動分野が一つしか拾い上げられないということなので、表としましては全部を集計しております。注釈の1を削除していただきますようお願いいたします。

(石井山会長)

猪股委員ありがとうございました。重大なミスがたくさん見つかっておりまして、正しいデータにいただいたものを、委員の皆様にはPDFか何かで送っていただいて、委員の皆様にご確認いただくという手続きがあった方がよろしいかと思います。

ありがとうございます。いかがでしょうか。今のような形で、これらのデータは公開されるものですから、ミスがあれば見つけていただくことも大事な御意見でございます。その他いかがでしょうか。

(宗片委員)

5 ページの参考①の3 ですが、この市民への説明要請とありますけれども、これは現在動いているのでしょうか。3月8日に通知をしているというのがありますが、その後、団体からの動きがこちらに伝わってきているのであれば教えていただきたい。

(事務局)

過料通知でございますが、県から地方裁判所に向けて過料事件の通知をさせていただきました。これを受けた地裁の方では内容を確認したうえで、検察の方に送られ、それで決定をすると、それに数ヶ月かかるというふうに向っておりますので、実際、その過料の判断がされて、団体にお話がいくのがそれ位の期間かかるということなので、一定期間その動きとしては待たなければならない。過料の決定がされたかどうかという情報については、通知をしたという連絡がこちらに入るという訳ではないという形になってございます。

(猪股委員)

こちらの手が離れるということになるのですね。

(石井山会長)

ありがとうございます。

ちなみに、この件、未提出法人への通知という手続きは、従来促進委員会では出されていなかったと思いますが、今回敢えて出していただいたことには御意味もあるかと思っておりますので、その辺を少し補足願います。

(事務局)

震災以前には、過料事件通知を出しておりました。一部報道でも、県で過料通知をしていなかったと報道されたこともございましたが、県といたしましては、震災以前は通知しておりました。震災以降ですが、震災以降混乱している状況でございましたので、県では、法人には実績報告書の提出をしていただくように働きかけをしながら、これまで対応してきておりましたが、一部に休眠法人の売買の報道もありましたが、休眠のNPO法人の名を使って色々な問題が発生しているという話も聞き及んでおりましたので、事業報告書の提出については、一歩先に進めて、従来と同じような対応を取るべきだろうということで、本年度から過料事件の通知まで進めさせていただくこととしました。

ここ数年、震災以降しておりませんでした。ただ、震災以前は、事業報告書の未提出ということで18件の過料事件通知の実績がございます。今回、さらにその6件が加わったというところでございます。

(石井山会長)

ありがとうございます。今御説明いただきましたように、様々な事件事案があるということで、県として適切にチェックをすると、委員会の中でもその状況については公開するというので、震災前の手続きに戻ったということでもございました。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

(中川委員)

その件に関しまして、数としては125法人に通知されているということですが、400の

内125って相当多いのではという懸念があつて、それについて御感想をお聞かせいただきたい、というのと、中身のチェックをされているのか、確か2年ほど前に、この拠点を買いたいという団体さんが、2年前と1年前、全く同じ事業報告書を出されていたというお話を、この委員会でお伺いしたと思いますが、出すか出さないではなく、中身はどのように見られているのか、この2点を教えていただければと思います。

(事務局)

まず、125法人への通知に及んだということで、この数に関しましては、率直に申し上げれば、残念だなと。法的には、事業が完結したあと3ヶ月以内に提出をしていただくというルールになってございますので、各法人さんにはそれを遵守していただきたいと思っております。

しばらく、県の方で、事業報告書の提出の通知という形ではこれまでも対応はしてはしておりますが、今回、過料通知というようなところまで進んでいますので、我々の対応としても、これまで少し団体さんに寄り添い過ぎた感があります。これはしっかり法に基づいて対応していきたいと思っております。

確認につきましては、現時点では、先ほど中川委員からお話がありまして、以前に全く同じ事業報告書が提出されている案件があったということもありまして、それ以降、事業報告書の提出につきましては、内容を、法人の前年度の取組を確認させていただきながら、違和感がある部分については、団体に対して確認させていただくという対応をとらせていただいているというような状況でございます。

(石井山会長)

よろしいですか、この件は。その他いかがでしょうか。

(松重委員)

3番のみやぎNPOサポートローンですが、今年度実績なしということで、確かその前も前もないということで、県と労金さんで打合せされて、お客様の使いやすいようにということで、先ほどもお話いただいたのですけれども、どのような面が今年改善されて、このような実績になったのかという部分と、あと、実際我々も労金と話をするのですけれども、ここまで実績がないと、労金さん自体がNPOの審査ができるのかなと、結局これをやってないということは、労金さん自体NPOへの融資がないと、そうなるくと、ここ何年間やったことがないという話になってくる。そうゆう審査能力ってあるのですか、ということまで考えないといけないのかなと。

(事務局)

はい。労金さんといたしましてはNPOサポートローン、つなぎ融資でございますが、この短期のものはないですが、労金さんの方でNPO向けの融資の商品をお持ちで、そちらのほうで、実績があるとは伺っております。

制度について本年度見直した点は、我々としましては、審査基準についても、以前からも申し上げておりますが、そちらが難しい。であれば金利の引き下げはできないのかというところで、御相談を継続させていただいたという状況でございます。残念ながら、金利の面で難しいというお話で、ここに至っているという状況でございます。ただ、現段階でお話はできないのですけれども、労金さんといたしましても、現状に関しては改善が必要と認識していただいていると伺っております。31年度



の中で、例えば貸し付けの条件、基準と言う部分についても視野に入れながら、御検討いただけるようなお話も聞こえてきてはおります。ただ、まだこれからというところですので、詳細分かりましたらまた御報告させていただきます。

(松重委員)

実際、労金さんのプロパーの商品と県の制度の違いは、金利が違うということか。

(事務局)

金利は一緒と伺っております。

(松重委員)

なぜという話になりますよね。

(事務局)

我々としては、見直しのポイントとしましては、どうしても実績を審査の要件にしていると、ただ、サポートローンというのは、つなぎ融資ではあるが、まだ脆弱でこれから活動しようというNPOさんからするとちょっと利用がしづらい条件になっているのかなと、その分を緩和するなど、見直しを図っていくことで、政策金融公庫さんのように、実績があげられるような形になるのではないかと思います。いずれNPO団体からもお寄せいただく御意見があれば、勘案しながら、より使いやすい制度となるように、見直し検討を進めていきたいと考えてございます。

(石井山会長)

はい。ありがとうございます。

実績が無いということで皆さんからやはり非常に厳しい目でこの事業についてはいただいているということで、御検討を引き続きよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。資料の1でいうと前段部分に今意見が集まっていますが、例えば後段4遊休施設については、一つが廃止、一つが新たに公募という段階でございました。5みやぎプラザに関しては指定管理者が見直され、公募の末、継続ということで引き続きゆるるさんをお願いするという動きでございます。6については、絆力、これは昨日メディアテークで大々的に報告会がありましたが、総計で6、800万円規模、7の心の復興事業は3、700万円規模という形で、非常に大きなお金が様々な団体に御活用いただいたという状況、8番はプロボノ中心の推進事業が、昨年1回だったものが、今年度は3回の事業という形で、多岐にわたる事業が後段にございまして、このあたりについても是非、御意見をいただきたいと思っておりますけれども。

(宗片委員)

はい。遊休施設に関してですが、今回は夜まわりグループが代替施設を見つけたというのは、自分達で見つけられたのか、あるいは、どちらかが情報提供されてつないだのか、お伺いしたい。

(事務局)

夜まわりさんからは、既にいくつかお持ちの施設の中のやりくりで調整をされたと伺っております。

(宗片委員)

そうでしたか。こちらは解体をしないとイケないと、老朽化がひとつの課題となっておりますけれども、他の施設で、結局5施設に減っている訳ですね。新たには増えることはないでしょうけれども、5施設の今後の見通しを、継続できるものなのかどうか、あるいはちょっと危ないという施設があるのかどうか、その辺が、今、分かる範囲で結構ですけれども、教えていただけると。

(事務局)

御懸念のとおり、老朽化が進んでございますので、県といたしましても、施設の維持というところで心配しているところでございます。できるだけ、施設を保たせながら、より多くの団体に御利用していただけるように管理をしていきたいと考えております。

今の状況ということですが、1号、2号、3号、4号、6号いずれも老朽化が進んでおりまして、ただ、1号幸町の施設、それから愛子、4号の施設は、施設の規模が大きいので、共同参画社会推進課だけでは施設の検査が技術的に難しいので、県の営繕課で技術者がおりますので、施設の検査を定期的に行いながら、修繕が必要な部分にしっかり手を入れながら、施設を維持しているという状況でございます。

その他の施設につきましては、共同参画社会推進課でみさせていただきながら、ということですが、拠点部会に、建物の面で詳しい方に入っていただいておりますので、施設の状況についても意見をいただきながら、参考とさせていただいて、施設の状況の把握、維持管理に努めている状況です。1年でも長く使えるように管理していきたいと思っております。

(宗片委員)

新しい候補施設は無いですか。

(事務局)

毎回ご質問いただくところですが、現時点では新しい施設は無いのが実情です。

(石井山会長)

宗片委員に出していただいた御意見は皆さんに共通すると思っておりますので、引き続き活用できるものがあれば探っていただき、加えていただくような御尽力をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

(中川委員)

絆力と心、すごく額が大きいという話があったのですが、昨日、ほんのちょっとですけど、報告会に参加したのですが、こんな立派な成果報告書があったので、オフィシャルであったら委員の皆さんに配っていただいた方が良かったのではと思うのですが。

(事務局)

大変申し訳ございません。本日お手元にお配りしておりませんでした。後ほど、委員の皆様方、御欠席の方も含めて、郵送で送らせていただくのでよろしくお願いいたします。

(中川委員)

それに併せまして、評価について、お話をいただいておりますが、私も何回も毎回も言っていますが、それに何千万使いましたよ、あるいは個別の団体さんですと百万円使いましたよと、じゃあどんな成果が生まれたか、測っていくのが難しいけれども、それこそ個別の団体でそれに取り組むのがすごく難しいのが現状なので、宮城県の方でサポートをしてあげるとか、こうゆう資料はどうですかとメニューを用意してあげるとか、そのようなことがもしできれば、重点施策と書いてありますけれど、NPO のマネジメント能力強化、協働推進とか、この委員会が何をしていくかとか、県が何をしていくかということだと、先ほどサポートローンの実績が0というのもありますけれど、こういうのをやってみようかという仕組みづくりを、次の2になるのか、その他になるのか分かりませんが、取り込んでほしいなど。現場の声なのですが、宮城県さんのそういう評価という点で、講師をお招きいただいて、来年度につなげる予定があるのか、ないのか、そういうことがあれば聞かせていただければと思います。

(事務局)

直近では、昨日の報告会の際に、研修ということで事業評価について実施させていただきました。

評価を推進するということでの事業ではないが、様々なNPOの運営力強化につながる事業、例えば我々の絆力の補助事業もそうですが、評価の部分を入れた形でやらせていただく、あるいは、可能性としてはとなりますが、運営力強化として行えることとしては、プラザ事業の中でのメニューの中で調整をさせていただいて、やるということは可能かなと思います。様々なニーズがあると思いますので、NPOさんから色々伺いながらそれを含めて検討してまいりたいと思います。それに係るところになりますが、先ほどのアンケートについて、その結果などを踏まえながら、支援策については検討させていただきたいと思っております。

(中川委員)

はい。

(石井山委員)

今、課長からもお話があったところですが、昨日の報告会、毎年報告会は非常に進化しているという印象があるのですけれども、ただ報告していただくだけでなく、来ていただいた団体さんが学べる学習の中身をつくるのが通例になっておまして、昨年はSDGsについて学ぶ、今年はかなり時間をかけて自己点検の方法についてかなり基礎的、論理的な中身でしたが、そういうレクチャーを行ったというのは、ひとつ画期的であったと思いますね。ただあれを具体的に落とし込めるかについては、難易度が高かったという気がしまして、それは今後の課題かなと思いますね。

この点、追加でもし御意見があれば、大丈夫ですか。いかがでしょうか。場合によっては、議事の(2)であります次年度の施策と予算についての御説明をいただきながら、また、今年度の実績について振り返るということにした方が、話がしやすいというところもあると思いますので、もしよろしければ、議事の(2)に入りたいと思います。

では、進めさせていただきます。議事の(2)平成31年度民間非営利活動促進施策及び予算についてでございます。では、事務局より御説明よろしくお願いたします。

(事務局)

平成31年度民間非営利活動促進施策及び予算について、御報告申し上げます。お手元の資料2「民間非営利活動促進施策の予算額一覧」を御覧ください。平成31年度の当初予算に係る事業の一覧でございます。

資料1の「平成30年度の施策」と比較していただきますとお分かりいただけますが、施策の項目自体には変更はなく、平成31年度も継続して実施することとしております。ここでは、変更点、新たに取り組むこととした点を中心に御説明申し上げます。

なお、平成30年度の施策の実施状況で御報告いたしました「9 NPO 推進事業発注ガイドラインに基づくNPO 推進事業」につきましては、ゼロ予算事業のため予算額一覧にはございませんが、平成31年度も引き続き実施してまいります。

それでは、「1 特定非営利活動促進法施行関連事務」より順を追って御説明申し上げます。

資料2の「1 特定非営利活動促進法施行関連事務」について御説明申し上げます。こちらにつきましては、先ほどの今年度の実施状況の御報告の中で御説明させていただきましたように、法令に基づき、事務を進めてまいりたいと存じます。

続きまして、資料2の「2 宮城県民間非営利活動促進委員会運営」について御説明申し上げます。

現在の第4次民間非営利活動促進基本計画の期間は、平成32年度までとなっております。その見直しは、平成32年度に行う予定でございます。来年度は、本委員会は今年度と同様に2回開催する予定でございますが、32年度の基本計画見直しも視野に入れながら、御審議いただく内容も検討させていただければと考えております。

続きまして、資料2の「3 みやぎNPOサポートローン」について御説明申し上げます。

先ほども御報告申し上げましたとおり、利用が低迷していることから、来年度は、引き続き、より活用しやすい制度となるよう金融機関と協議を重ね、見直しを図ってまいります。

続きまして、資料2の「4 県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業」について御説明申し上げます。拠点づくり事業といたしましては、貸付施設が6施設から5施設に減るものの、施設の老朽化が懸念されることから、修繕等にかかる経費を増額しております。

続きまして、資料2の「5 みやぎNPOプラザ」について御説明申し上げます。来年度の事業につきましては、参考資料の⑤—2を御覧ください。表の上から8番目、県内NPO支援センター等訪問支援とございます。次期指定管理業務の中で、現在の指定管理業務と異なる事項といたしまして、地方への力づけとして、県内NPO支援センターや市町村へ直接訪問し相談等を行う、というものでございます。

続きまして、資料2の「6 NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業」について御説明申し上げます。前年度に比べ、569万円ほど減額となっております。これは、30年度に5年ごとに実施しておりましたNPOの活動実態・意向調査を実施したため、31年度は前々年度並みの水準にまで戻ったためです。

続きまして、資料2の「7 NPO等による心の復興支援事業」について御説明申し上げます。前年度に比べて2,760万円の減となっております。これは、これまでの交付決定の実績額が4千万円程度であることを踏まえて、減額したものでございます。30年度に復興庁に申請、採択された団体などが、急遽県申請に切り換えられた場合にも、ある程度対応しうる水準を確保しております。

続きまして、資料2の「8 NPO活動推進事業」について御説明申し上げます。予算につきましては、今年度と同額となっております。参考資料41ページ、参考資料⑧の2枚目、A4横に来年度

の事業概要のイメージ図をお付けしております。イメージ図の左端でございますように、今年度は、普及啓発、コーディネーター育成、プロボノ試行の3本を事業の柱として実施してまいりました。来年度につきましても、同様に、一番上の帯となっておりますが、普及啓発、一番下の帯にコーディネーター育成、そして、中程に網掛けをしております、プロボノ運営、の3本を柱に事業を実施する予定としてございます。普及啓発につきましては、同じくセミナー、NPOと企業等との交流会の開催を予定してございますが、今年度は、仙台会場において開催いたしましたところ、普及啓発を図るため、来年度は、仙台会場にとどまらず、地方開催も視野に入れ、開催を予定してございます。

また、プロボノ運営につきまして、今年度は、試行として1日プロボノを開催いたしました。来年度は、3か月の期間でのプロボノも開催をしたいと考えてございます。以上が、県のプロボノの取組でございます。今後とも、県内でのプロボノの取組の普及に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

(石井山会長)

ありがとうございます。予算的には、特に6と7でかなり減のように見えますけれども、実績にあった数だということでありまして、大きな変化はつくられていないという予算の御提案でございます。

もう一つ大きな変化は、数が減りながらも、額の増があります。県遊休施設ですけれども、先ほどから話題となっておりますような老朽化対応で予算を持っていただいているということでした。それから、資料で追いつかなかったのですが、5のみやぎプラザの時に、参考資料として御提案いただいたものは全体のページ数でいうと13ページで間違いなかったですかね。聞き落としがあったかもしれません。

(事務局)

13ページの一番左に番号を付してございますが、その中の8番、県内NPO支援センター等訪問支援とございますが、この部分がこれまでのプラザの業務内容にさらに追加された分でございます。

(石井山会長)

なるほど。仕様書の中にはそれが追加され、ゆるるさんにお問い合わせされることになったということですよ。何かもし今後の指定管理に向けてコメントがありましたら、今このタイミングでも結構です。その他でも結構ですけれども、どうでしょうか。

(堀川委員)

はじめて、この支援センター等への訪問事業が入りまして、回数については、指定管理が決まってから色々と協議するところであり、20回ということになりましたが、私どもとしては、中々これまでみやぎNPOプラザを管理する人員を置かなければならず、積極的に外に出て行く時間が作れませんでした。ただ、こういうことができたことで、来年は実際に県域のNPO支援施設を訪問して、まずは状況を色々と伺って、一緒にできることがあれば、相談事業や講座、あるいは内部研修ということもあるかもしれませんが、そういったところを一緒にやっていくような、足がかりになればと思っております。これは31年度のみということですので、その後にかにつなげていくかが課題かなと思います。

(石井山会長)

なるほど。ありがとうございます。ということで、中々、施設の維持管理だけでも大変な中で、新しい動きをつくっていただくということですが、試行錯誤しながら、ということですね。

いかがでしょうか。資料の2にあります全体に対して、是非皆様の御意見をいただきたいと思いますが。

(青木委員)

プロボノの資料の41ページに関連して。今年度試行されたかと思うのですが、企業側の関心などは、どのような感じだったのでしょうか。また新年度にあたって、いろいろなところとの連携や協力関係も必要かと思いますが、見通しなどをお聞かせいただければと思います。

(事務局)

今年度1日プロボノ体験ということで実施しましたが、たくさんの企業さんに取り組んでいただきたいと思っていましたが、中々企業の方からの参加が芳しくなかったという印象を持ってございます。私どもからのアプローチの仕方を考えていけないといけないと考えておまして、プロボノのスタート前は、各地域の中間支援センターを回らせていただいたり、市町村の方からお話を伺ったりしまして、地元の企業の方々に参加いただけるようお願いをし、お話を伺っていたところでは、参加いただけそうな感触を持ってスタートしましたが、実際始めてみると参加いただけなかったということがございまして、ここに関しましては、これまでのアプローチの仕方だけでなく、また違った形を考えていかなければいけないという課題を認識しております。また、いくつか、プロボノ事業に限らずSDGsとか、企業さんともお話ができるような共通のキーワードで接点を持たせていただきながら、NPO活動に入ってきていただけるような形でも取り組んでいたのですが、それは今後も引き続き、継続したいと思っております。あと、3ヶ月のイメージですけれど、フローに記載させていただいている大きな3つの柱、普及啓発、コーディネーターの育成、NPOさんと企業さんとの交流、そしてプロボノにつながる流れですが、これは、今回1日プロボノという形ではありましたが、1日ですることには限られていることで、それを踏まえて、これから御参加いただいた団体にも確認させていただこうと思っているのですが、その後そこで得られたアイデア、助言を活用してどういった形で取り組まれているか、あるいは御助言をいただいた方と引き続き接点を持っていただいて、引き続き支援を得られているかなど確認したいと思っております。31年度の3ヶ月のイメージもそれに近いものだと思っております。ただ、その中間の実施状況だとか、あと最後のゴールのところまで、どういったプロボノの成果が得られたのかというところまでを、成果報告なりそういった形で情報共有させていただいて、そういう形で進めていきたいと考えております。一番やはり課題となっていると認識しているのは、支援を受けたいNPOさんはたくさんいらっしゃる、しかし、企業さんを取り込むことがひとつ大きな課題となっておりますので、今日結果をお示しできていませんが、調査結果からもそうした支援にもつながるような御意見も出てくるかなとも思っているのですが、今日の委員の皆様方からも色々御意見を伺いながら、プロボノの進め方について、よりよい方に進めていきたいと考えてございます。完全がちっと固めているのではなく、ある程度柔軟な対応はできるかなと思っておりますので、できれば今日の委員会の中で、皆様からの御助言をいただければと考えております。

(石井山会長)

中々苦しい、青木委員からも追加の御意見がもしあれば。

(青木委員)

進める時間軸はこのイメージで捉えてよいのでしょうか。セミナーで企業の関心を持ってもらいながら、運営の部分での詳細の研修という中から、またさらにその中から絞りこんで進めてくというイメージなののでしょうか。

ちなみに、支援先は何件くらい想定しているのでしょうか。

(事務局)

2, 3件程度想定しております。

(石井山会長)

この点に関しては、全体の事業の中で1番試行錯誤している事業だと思いますので、是非御意見をいただければと。企業社会との接点といいますと、猪股委員からのコメントもいただきたいと思いたすけれど。

(猪股委員)

アイデアとしては、理解できるんですね。そもそもまだスタートしたばかりなので、その知名度もありませんし、実際お声がけするにしても結局、商工会議所もほとんどが中小で、同じような問題を抱えているという実態があります。その中でやはり、このあいだのセミナーに、来せていただいたときには、今後はそういったプロボノの活動に積極的な企業のイメージアップということを講演者が力説しておりましたけれども、それは限られているだろうなという正直感想を持ちました。やはり、何かしらそのwin-winじゃないですけれども、結局ニーズにあったものをやはりうまくコーディネートするというコーディネーターの立場がとても重要だと思いますが、よほどのスキル、どちらの実情も理解できるスキルがある方というのは、バランス感覚というか、非常に難しいかなという気がいたします。なので、今後そういう協力をしていくのはやぶさかではないと思いますけど、会議所にしても、商工会にしても、法人会にしても、こういったメリットがありますよ、という実例が、県内でなくとも構わないので、こういったことがありますという分かりやすい事例をお示いただくことと、あと、1日から3ヶ月に期間を増やしてくるっていうとやはり、協力する方もハードルが高くなるような気がしました。ピンポイントであたっていくしかないのかなというところでしょうか。

(渡邊委員)

私参加しまして、本当に猪股委員がおっしゃるとおりだと思っていて、今回が、NPOの団体がNPOの団体を支援するという形の1日プロボノだったなというところの中で、なぜ企業の方が中々というのは、やはりその企業側のメリットが中々感じられなかったのではないかというのを、私も民間で働いた時があるので、それはすごく感じていたんですね。なので、それをどうクリアできるか、おっしゃっているように、SDGsという切り口もあるとは思いますが、地域の企業さんも苦しいところがあるというのは私も伺っているので、どうやってやるかと、もっと大きい力が必要になるのではないかと。金銭的な面であったり、人材育成しなければ、中々3ヶ月の伴走をしていくのは難しいのではないかと。成果を測るための。というのをすごく感じました。本当に、気持ちだけでは難しいところは、1法人の気持ちだけでは難しい部分がすごくあるんじゃないかということと、実際そのコーディネートする場面になったときに、コーディネート力というか、ヒアリング能力だったりとか、この見分けだったり、質問とか、支援団体として来られた方の特徴を踏まえて、団体の活動につなげて落と

し込むのは、中々短い時間の中で、もちろん講師の方には色々な形でアシストしていただくんですが、最後の到達点まで持って行って、実際やってみるという風になるのは中々難しいなと思いました。というのは、いろんな形で提案するんですけど、結局、団体に持ち帰ってやるのはひとりなんですよね。代表の方がひとりで持って帰って。そうすると代表の方を支えて継続してやらないと、と思うんですけど、そこに来ているNPOの方々も皆さんも自分の団体があるので、中々やりきれないところがあったりとか、今年の結果だったのではないかなということで、中々、多角的に見直す必要があると、ただ、可能性はすごくあると思うので、大事に育てていければ、色々な立場の方からの応援と大きな力、助成金なのか補助金なのか分からないですけど、そういうものを活用しながら事業として進めていかないといけないんじゃないかなと率直に感じました。

(石井山会長)

ということで、率直で、非常に納得度が高い御意見をいただいたと思います。県としては去年1日だったところを3ヶ月という形で、かなり大胆に踏み出しを考えてはいらっしゃるんですが、実際それをやろうとすると相当厳しいのではないかなという御意見が相次いでおりますけれど、それを受けていかがでしょうか。

(事務局)

今頂いた意見を踏まえまして、今後どのように進めるのが良いのかしっかり考えていきたいと思えます。プロボノのこの事業をスタートしたのは、一時的な支援ということではなくて、プロボノをやることでNPOさんが持続的に自身で運営力を高められる形に持って行けるような取組につながるだろうということで、私どもとしては、何とか進めていきたいとしている事業ですので、今、猪股委員、それから渡邊委員からの意見を参考とさせていただきながら、また、この場に限らず、御意見をお寄せいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(石井山会長)

困難ではあるけれども、大事であるということも皆さん共通していると思いますので、ありがとうございます。その他いかがでしょうか

(中川委員)

震災関係のところ、6と7の金額減るとはいえ、すごく大きいです。次年度これで良いとしても、2年後に無くなってしまふ訳じゃないですか。それが0になるってすごく大きなインパクトとなると思うんですね。組織基盤強化の内の、NPOさんが自分でやれるようにというのは、実際のところ、この6で8千万円ないし7千万円が無くなっても、NPOさんやっていけるよ、みたいなことを、今この130万円のNPO活動推進事業の8番とかでやろうとしているような、かなりドラスティックな動きが、復興庁さんが閉じるとともに起きるということで、現場のNPOさんは戦々恐々というか、疲弊したり、先が見えなかったりというのが現状なので、3のNPO活動ローンでお話ができました、あと8の今、話題になったNPO活動推進事業、もっとかなりドラスティックにやっていかないと、この何千万というお金がなくなってしまう中のNPO支えていく役割は果たしていけないのではないかなと思うんですね。いっそのこと、せつかく知事さんに提言できるような機能をもった会だと思うので、この会、事業自体をやりなおしませんか。というか例えば、極端な話、政策金融公庫さんがやられているから、サポートローンから県としては手を引いて、成果評価に力をいれましようとか、佐賀県さんがふるさ



と納税をNPOにやるっていうので、すごく成功されていて、1000万円規模の寄付を集めている団体があるんですね、佐賀県経由で。総額五億円単位を集められていると、こういうことは、例えば6と7が無くなっても、宮城県さんでもできるのではと言えるのが、実はこの委員会の場で提案しているいいのでは。大きく変えるということが、そもそもできるのかということから、まずお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

佐賀県のふるさと納税については、情報収集しまして、内容等を確認して特定の法人に対して寄付ができるという制度になっていまして、そういう手法について、条例とかそういうものを整理した形でやっているようで、非常に成功した事例なので、本県でもそういうことが可能かどうかということでは財政当局とか税務課とかそういうところで、検討の方向性について情報収集などを行っているところではあります。今、県でもふるさと納税とか、震災に関連する寄付とか、様々な形でいただいているのですけれども、大きく分野を指定して、こういう分野に活用するという内容のものではあるのですが、特定の法人とか個人に対して寄付するというよりは、やはり震災の被害を受けた方に対してとか、それから子育てとかですね、そういう分野に、ある程度大きく政策的な枠組みの中に対して寄付を受けて、細かく施策のところに予算付けしていくという方向で、今、調整をしている状況でございます。例えば、共同参画社会に関連するような分野とか、そういう分野を指定していくことは可能かもしれないんですが、特定のNPO法人名を指定して寄付をするというのは、今のところ難しいのではないかと話を受けております。

なお、その他のところでお話するところ、本県においても休眠預金の活用を誘導していくことに伴って、様々なNPOさんに新たな資金の供給源として、復興支援後の運営を側面的に応援できるような制度として、本県としても有効に活用できるようなことを検討していくことが大事ではないかと考えております。

(石井山会長)

なるほど。ありがとうございます。今のお話は、本県においてもふるさと納税の活用は十分検討されているということですか。

(事務局)

NPOということではなく、ふるさと納税をさらに有効に活用していけないだろうかということについては、検討されていると聞いております。

(中川委員)

特定のところでできない理由を、それはお金が集まっているということは、それが求められているということだと思うんですね。県の、大きな単位で子どもです、ってわからない。私たちはお金の使い途が見えるようなところにお金を出したいというニーズとマッチングしたから5億円を集められたと思うんです。

佐賀県の人が言ったのは、すごいすごいと言われるが、私のところでやりましたというのが1件も出ないのが寂しいとおっしゃっていましたので、佐賀県ができていのに宮城県ができないというのは、その縛り自体、もう一回教えていただけると。

(事務局)

詳しく財政当局に、細くなぜできないのかという法的根拠までは確認した訳ではないですが、今、様々な形で寄付をいただいている中で、その分野とか、個別にこの法人が良いか悪いかについて、今のところは指定して寄付するっていう制度ではない形で、様々な被災者の支援などを受けているので、その観点で、特定の法人を指定して寄付をするという制度について、これまでの制度設計そのものがそういう形でないというものがございまして、詳しく確認した訳ではないのですが、今の制度上のやり方で、NPO のところだけで、法人名を指定して寄付するというのは、今のところ難しいのではないかなという考え方だと思っております。ただ、今、例えば、共同募金などについては、一定の期間を指定して、法人を指定して寄付するという制度で動いているので、県としては、制度を広くPRして、活動しているNPOさんの、個別の法人について寄付ができる制度ですので、そういう制度を幅広く皆様にお伝えして、共同募金の制度に色々な方が寄付してもらえそうな、そういうところの役割を県として担っていく必要があると考えております。

(石井山会長)

ありがとうございます。もう既に次年度の事業に限定されない話題が出てきていまして、つまり、その他に入っていきたいと思うのですけれども、その前にいかがでしょうか。現在、来年度の事業の御提案について、これは確認しておきたいというような御意見がありましたら、まずはそれを受けてと思います。今、中川委員がおっしゃられたことと関わって確認をしたいのですが、6と7の事業、毎年毎年、続くか続かないかという形で、今年もよく、むしろ付いたなという形で見ているところはあるのですけれども、復興庁の解散とともに閉じるという見方が多勢かなと思うのですけれども、次々年度については、どのように我々は受け取っておけば良いのかということについて、補足の情報があれば教えていただきたいと思うのですけれども。

(事務局)

まず、それぞれが単年度の事業ということでございまして、毎年毎年、国との間でこの事業を来年度実施する必要性があるかなしかなというところが、厳しく見られているのが現状です。特に、6番の絆力の事業につきましては、そもそもその事業に取り組まれている中身について、自立に向けた取組がなされていなければならないと、これまでも申請いただいている各団体さんをお願いしているところですが、さらに一步踏み込んだ形で国から求められてきております。それを踏まえて、今、私どもで、これまでの絆力のスキームを少し県としても一步、団体さんの自立に向けた取組というところで、条件付けを検討させていただいているところです。

それから、心の復興につきましては、おそらく国でも先だって復興期間の終了が目の前に迫っている中で、今後どうするかというところで、見直しの検討がされて、特に福島県に関しましては、長期的な支援が必要と示されておりますし、津波被災の地域に関しましても、心のケアに関してはやはり継続的な支援が必要ということについては、一定の報告性が示されている状況です。

7番の心の復興事業については、心のケア、心の復興、生きがづくり、ということではあるのですが、こころのケアにもつながっていく取組にもなっている部分はあると思っております。そういう意味でこの心の復興の事業については、県としまして、国に対して復興期間で終えるということではなく、更に長期的な支援が必要とされているということで、要望を国に出させていただいているという状況です。ただ、それでも財源が限られているものでございまして、どれだけの取組ができるかどうかは、今後の実施状況、地域の現状を踏まえながら、国の方でも判断していくところでございます。

ので、県としては、心の復興事業の必要性を強く訴えながら、取組が継続されるように思っております。ただ、どうしても今までの水準よりは下がっていかざるを得ないだろうとは想定しております。

(石井山会長)

ありがとうございます。阪神淡路の支援が20年単位で続けられたということからしてみれば、このタイミングで切れるということには厳しさがあるというように思うのですが、しかし、心づもりとして、大幅に削られる可能性が高いということは、我々考えておかないといけないことかなと思いましたが、一方で、新たな財源ということで、先ほど休眠預金といったお話もありましたし、ですので、この1、2年は非常に大きな転換がある時期で、何かそこに向けて手を打っておかなければいけないという中川委員の御意見は、もっともかなというふうに思いました。

その他いかがでしょうか。(2)の議事に関わって、もし特に無いようでありましたら、時間も迫っておりますので、もう少し自由に御意見をいただくということで、議事としてはその他に入らせていただいてよろしいでしょうか。

ではその他ということでございます。先ほど休眠預金という話題も少し出てきておりますけれど、もし新たな状況に関わって情報を持っている方がおられましたら、それを出していただく、ないしは、例えばこの点に関わって事務局として、県としてどのような対応を今、考えていらっしゃるというような情報があれば教えていただければよろしいですか。

(事務局)

休眠預金の動きですが、昨年3月30日に国の方で基本方針が策定されまして、今年の1月11日に指定活用団体ということで、休眠預金の指定活用団体が一般財団法人日本民間公益活動連携機構というところに指定されたということで、その指定団体が決まった後、2月に活用推進の基本計画が国で決定され、この秋に資金の分配団体が決まる予定ということで、そこに昨日の活動報告会で進めていただきましたさなぶりさんが手を挙げられると、さなぶりさんから伺っております。ですので、本格的に動き始めるのがこの秋以降と思っております。そういう意味で、この休眠預金、毎年700億円くらいの休眠預金が発生しているということですが、そのうち初年度は40億程度の金額でスタートするというようなお話もありますが、少ない金額ではございません。なんとかして宮城県内のNPOさんがこの休眠預金を活用できるように、我々としても御支援させていただきたいということもありまして、今回の活動報告会の中でも、休眠預金のお話を情報提供させていただく形をとっております。今後も引き続き様々な形で、情報提供を中心になるかとは思いますが、NPOの皆様方が休眠預金の活用ができるように、支援をさせていただきたいと思っております。今回のようなイベントや、さまざまな研修等々で扱う形でできるだけ多くの団体さんに休眠預金をまず知っていただいて、それに向けての準備を進めておいていただければ、急にはできませんので、適宜必要な情報を提供させていただくような取組を考えております。

(石井山会長)

ありがとうございます。ここにおられる方々はおおよそ事態について把握はされているかと思えますけれども、お話いただいたとおりであるということですよ。これからに向けては、分配団体が決まっていけないと如何ということで、我々としては信頼できる団体がきちんと分配団体になっていただいて、しかもそれが身近にあるということがとても大事な訳ですけれども、本県からは昨日の報告会をアレンジされた、さなぶりさんが出されるということが、とりあえず表明されてらっしゃるとい

うことです。そのうえで、各団体としては、活用できるためには諸条件があるということで、それをクリアしていかないといかんと、今後課されるという訳で、条件等々についての情報の周知が今後の課題ということにはなると思いますね。

いかがでしょうか。この件に関わって、補足の情報等々あれば、是非出していただきたいと思いませんし、今後の県の事業としまして、踏み出しをどのように作っていくかの御意見でも結構でございます。実際どうなんでしょうか。次年度の事業の具体の中には、休眠預金ということは特に入っていないで、側面支援という形で御説明はあったのですけれど、もう少し動き始めてからということになりますが、県として具体的にこういうような取組をしていこうという思いがありましたら、忌憚のないところで御意見をいただければと思いますけれど。

(事務局)

今のところ、具体的にこれというものは決まってないのですが、例えば、絆力の事業、委託事業も来年度も実施してまいります。そこでは、プロポーザルの形になりますが、あくまで団体さんから御提案いただく内容となりますが、そういった中で、今回のような休眠預金に絡めたものを企画・提案いただくとか、というような形でやっていただくことは可能性としては十分あるかなと思います。それ以外で、例えば、私どもの方でやるものとする、補助事業の説明会とか、それ以外にプロボノのNPOの方々を集めたものであるとか、普及啓発のセミナーだとか、イベント系の中で休眠預金に関する情報を提供させていただくような形になるのかなと考えております。

(石井山会長)

なるほど、ありがとうございます。いかがでしょうか。

時間的には、残されているところ10分程度になってきていますので、できるだけ沢山の御意見をいただきたいと思っておりますけれども、もちろん休眠預金に限定されなくても結構でございます。

(堀川委員)

資料①の3番の市民への説明要請等について、我々市民としては、どの団体が、報告書出していないのかどうなのか、中々分からないところがあって、唯一知る手段が内閣府のNPOポータルサイトの情報なんですね。私たちも事業を案内するときには活用するんですけど。県内の地域によってはNPO法人の事業報告書が全く載っていないんですよ。定款のみ。中には認定NPO法人もあるのに、過去に事業報告が1件もあがっていない。おそらく担当の方の御事情があると思うのですが、一般市民から見れば、この団体は報告書を出していないということになってしまう。実際そういう相談をいただくこともありますし、私たちの法人の情報があがっていないことを気にする法人もありますので、是非そのあたり御指導をいただければなと思います。あと、それと関連してなんですけれども、宮城県のNPOの申請の手引きですとか、管理運営の手引きが法改正に準じてないというか、昔のものになってしまっていて、私たちも中々それで相談に対応するのが難しいので、お忙しいと思いますが、改訂をしていただきたいなど。特に宮城県のNPO法人になった団体を対象とする管理運営の手引きには、事業報告書の作り方などが、非常に細かく記載してあって、とてもすばらしいものだと思いますので、是非新しいものにしていただければと思います。

(石井山会長)

ありがとうございます。大事な御指摘だと思いますし、すぐ御対応いただける内容かと思っております。

で、両件とも、よろしいですか。

(事務局)

まず、前半の件に関しましては、県所轄分も含め、権限移譲の市も含めて、事業報告書の掲載等についてはしっかりするようにさせていただきたいと思います。それから、ガイドブックですが、御指摘のとおり、法改正の部分に対しての課題がございまして、今般、新しく見直ししたものが出来上がっておりますので、早速まず御提供させていただこうと思います。その中にこれまで入っておりませんでした、解散に関するものも入れさせていただいておりますので、情報提供させていただきますので、御活用くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(石井山会長)

ありがとうございます。

いかがでしょうか、今のような形での御意見大歓迎でございます。いかがでしょうか。

(中川委員)

復興の予算の部分、現場のNPOが疲弊しているんですけども、石巻市は条例を変えるということで、NPOがみんなでやっというところで、業界団体を作ろうかということで、検討準備会が始まっているんですけど、それ位切羽詰まっている。3年後活動できないかもしれないと考えている。その中で、コミュニティ主体の復興とか、復興構想が掲げられたりとか、県民ひとりひとりが復興主体ですとか書いていて、自立とか住民主体、すごくNPOのテーマだと思うんですけど、それをサポートするものってないんですよ。何をしたら住民主体になりますみたいなものがない。それって、結構我々としては困っていて、休眠預金は評価をきちっとできるようなものに対してお金をつけます、じゃあ住民主体はどれだけやったというのは今誰もちゃんと示せないのに、お金だけ付いて、住民主体でできたかできないか分からない。復興予算が無くなったら、事業自体が終わる。やはり、サポートローンとかプロボノもいいのかもしれないけれど、現場のNPOが困っているのは復興ですので、宮城県さんの方できちんと評価をできるような、そういう成果を、休眠預金で求められるような、成果を出すにはこうですよというのを、サポートできる仕組みを検討いただくのが、宮城県全体の下支えになるのではないかと考えておりますので、できればそういうことをしていただきたいなと思います。寄付金を集めたり、自分で組織基盤をするような制度がちょっとあまりに少ないので、その部分をもっと、例えばファンドレイザーを雇って良いですというような、それ位の助成金の出し方をしないと、自立をしてくださいといっても、補助率を減らしますではなくって、億単位の補助金が無くなるという状況を乗り切れないと思うので、そういった変化を起こしていただきたいと、お願いをしたいと思っております。以上です。

(石井山会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(渡邊委員)

今、拝見していると、事業に対しての助成金が非常に多くて、確かに事業に対しての助成金で、すごく重要だと思いますし、財源が必要となると思うんですが、評価、成果というところはやはり、成果に走りすぎてしまうことでのデメリットもあると思うんですよね。そのときに考えなければいけない

いのは、組織体制を強化してということ、いわゆる事務局の体制が強化されれば、計画のきちんとした成果が出やすいもとなりやすいですし、数字で出しにくいものなんかを、まとめるような能力なんかも、スキルを構築できると思うんですよね。そういったところが取り立てて、相対的に底上げになっていくと思いますので、プロボノの視点も、組織力を強化するものだと私は思うので、そういったところの視点をどうぞ抑えていただきながら、うまくプロボノと、休眠預金の視点だったり、地域興しのようなところで、NPO と企業が協働しているときに、プロボノ的な視点を入れながら事業化していくとか、そこに組織力を高めるような要素を入れるとか、コーディネートの方と、コーディネーターの人材育成を網羅できるような形の複合的な計画というか、視点が必要だと思うので、そういったところを検討いただければと思います。よろしくお願いします。

(石井山会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(猪股委員)

今回、実態調査の結果が出ておりませんが、できましたら結果を踏まえて、宮城県内の NPO の実態をもう少ししっかりと把握したうえで、どういう支援が必要なのかということ、実効性のある方法を考えていきませんか、NPO が増えてきているけれども、中々報告書が出せないとか、事務局体制がうまくいっていないとか、大変基本的なところが多分、うまく進んでいないということも多いのかもしれないので、その点では、プラザが訪問支援をしてくださるということも大きな期待をしますと申し訳ないですが、でもそれも踏まえて、期待をしたいと思いますので、そういう形で総合的に NPO を支援する体制を、色々な側面から考えていく必要があるのではないかと思います。そのひとつのデータとして今回の調査の結果を生かせるのではと思いますし、結果を教えていただくとありがたいです。よろしく願いいたします。

(石井山会長)

ありがとうございます。今までいただきました意見に触発されてということなんですが、一委員としてコメントをと思いますけれど、次年度の計画でまいりますと、資料の2の2になりますけれども、この促進委員会でございます。従来、この促進委員会は、年に2回開催という形で、計画の策定年度のみ回数を増やすという形になっておりました。ですので、次年度はまだ、計画を直接策定する年度ではないということで、とりあえず2回が前提で、予算も現状という形である訳ですが、今まで御意見をいただきましたとおり、かなり状況的に大きな変化が出てきているということと、大事なデータが出てきているということで、検証できるような情報もあるということでございますので、2回に加えて、できればこの促進委員会として、現状をきちんと確認して協議をするということで、回数を増やすことができないかと、この間座長の立場としての御提案になります。もちろん、委員の皆様にもご負担をおかけすることになるんですけど、年2回というと、どうしても年度最後の確認と途中の進捗状況の確認だけで終わってしまうということもありまして、協議すべき内容については、我々で協議せずに、事務局にお任せしてきた。ですので、もう少し学習的といいますか、落ち着いて未来を考えていくための現状確認ができるような機会を1度増やすという形を、個人的には御提案したいと思います。予算も限られておりますので、実現可能かということもありますので、それは事務局の中で考えていただくということで、委員の一人がこういうことを言っていたと受け止めていただければと思います。

というところで、時間が来てしまったんですが、言い残されたことがもしある方がおられましたら。よろしいですかね。ということで、短時間の中で、最後、座長でありながら、自分の意見で時間を費やしてしまいましたけれども、3つの議事がこれで終了したということで、御協力どうもありがとうございました。続きは事務局にお返ししたいと思います。

(事務局)

長時間にわたりまして、ありがとうございました。また、委員の皆様から貴重な御意見もございました。今後ともNPO活動の促進のために御指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、平成30年度第2回民間非営利活動促進委員会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

次回の開催時期につきましては、7月下旬頃の開催を予定しておりますが、追って御連絡させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。